

赤松農林水産大臣のWTO定例閣僚会議等への出席について（概要）

平成21年12月

農林水産省

赤松農林水産大臣は11月29日(日)から12月3日(木)までの間、スイス・ジュネーブに出張し、第7回WTO定例閣僚会議等に出席し、関係者と意見交換を行った。

1. 第7回WTO定例閣僚会議

日程：11月30日(月)～12月2日(水)

出席者：WTO加盟国(全153カ国)の閣僚

〔我が国からは、赤松農林水産大臣、直嶋経済産業大臣、武正外務副大臣〕

概要：

- (1) 議題は「WTO、多角的貿易体制、及び現在の世界の経済環境」。
全体会合のほか、以下の分科会を開催。
 - 第1分科会(12月1日(火))
議題：「ドーハ・ラウンドの作業計画を含む、WTOの活動の検証」
 - 第2分科会(12月2日(水))
議題：「回復、成長及び開発に関するWTOの貢献」
- (2) 赤松大臣は、全体会合においてステートメントを配布するとともに、各分科会において、以下の内容について、発言。
 - WTO農業交渉については、「多様な農業の共存」を基本理念とし、各国のセンシティブティに配慮した貿易ルールづくりが必要。
 - 世界の食料問題の解決のために我が国も貢献。

2. G10閣僚会合（11月30日（月））

出席者：赤松大臣のほか、スイス・ロイタード経済大臣、ノルウェー・ブレック農業大臣、台湾・施(シ)経済部長等9カ国の閣僚等

概要：

- (1) 我が方から、ドーハ・ラウンド交渉について、事務レベル協議で実質的な議論を着実に深化させることの重要性等について発言。
- (2) G10として、一致団結して戦略的に今後の交渉に臨むことを確認。また、以下の内容を含むプレス声明を発出。
 - G10にとって、上限関税の阻止、重要品目の数と柔軟な取扱い、関税割当の新設が農業交渉の重要事項。これらの事項に配慮がなされる場合にのみ合意が得られることに同意。

3. WTO事務局・交渉議長との意見交換

(1) ラミーWTO事務局長

当方からは、農業交渉やルール交渉（漁業補助金の取扱い）における我が国の立場等について発言。先方から、2010年の第1四半期までに交渉の現状評価が必要との発言。

(2) ウォーカー農業交渉議長（ニュージーランド大使）

当方からは、農業交渉における我が国の立場等について発言。先方からは、できるだけ事務レベルで議論を深めることが必要との発言。

(3) ヴァイエス・ルール交渉議長（ウルグアイ大使）

当方からは、過剰漁獲につながらない補助金については禁止されるべきでない旨発言。

4. 関係国との意見交換

種々の場を利用して、各国の閣僚等と意見交換。

＜意見交換した主な閣僚＞

- E U：フィッシャー・ボエル農業担当委員
- 米 国：カーク通商代表（USTR）
- インド：シャルマ商工大臣
- スイス：ロイタード経済大臣
- ノルウェー：ブレック農業大臣

5. 豪州・インドネシア共催少数国閣僚夕食会

出席者：我が国（赤松農林水産大臣、直嶋経済産業大臣）、豪州、インドネシア、EU、中国、インド等の閣僚等、ラミーWTO事務局長

概要：ドーハ・ラウンド交渉の今後の進め方（2010年早期における現状評価のあり方等）について、議論。

赤松農林水産大臣のWTO定例閣僚会議等への出席について(主要日程)

11月30日(月)

- 10:30～11:15 ラミーWTO事務局長との会談
- 12:00～13:10 スイス主催G10閣僚昼食会
G10プレス声明を採択
- 13:10～13:30 ブレック・ノルウェー農業大臣との会談
- 15:00～18:00 WTO定例閣僚会議
・開会式
・全体会合
- 19:10～ スイス主催歓迎レセプション
- 20:00～21:45 日本政府主催閣僚ビュッフェ
(ラミー事務局長のほか、米、印、豪、加、NZ、韓、墨、南ア、エジプト等の72名の閣僚等が参加。)

12月 1日(火)

- 9:00～9:30 ウォーカーWTO農業交渉議長との会談
- 10:00～ WTO定例閣僚会議
・全体会合(ステートメントを配布)

・第1分科会(議題:「ドーハ・ラウンドの作業計画を含む、WTOの活動の検証」)

農業交渉における我が国の基本的考え方等について発言

- 17:00～17:40 フィッシャー・ボエルEU農業担当委員との会談
- 19:30～22:00 豪・インドネシア共催少数国閣僚夕食会

12月 2日(水)

- 9:30～ WTO定例閣僚会議

・第2分科会(議題:「回復、成長及び開発に関するWTOの貢献」)

世界の食料問題への我が国の貢献等について発言

赤松農林水産大臣 ステートメント
第7回WTO定例閣僚会議（ジュネーブ）

2009年12月1日

【要約】

- 我が国が水田農業を通じて古くから培ってきた「循環」と「持続」という思想は、食料や環境、そして貿易などの地球規模の課題に対処する上での重要なキーワード。
- 世界の栄養不足人口が10億人を突破するという危機的な状況。食料問題という地球規模の課題に、我々は敢然と闘いを挑むべき。
- この問題の本質的な解決のためには、中長期的な視点から、各国が自らの農業生産力を強化することが重要。
我が国も、国内農業の再生を図るための新たな政策を導入し、農業生産力を強化して、世界の食料需給の安定化に寄与する考え。
- 食料危機の問題は、各地域の条件に適合した様々な形態の農業が共存すること、いわば「多様な農業の共存」が必要であることを、改めて想起。
ドーハ・ラウンド農業交渉については、各国の農業が相互に発展し合うことができるような、各国のセンシティブティに配慮したルールづくりが必要。
- 我が国は、2010年のラウンド妥結に向けて、力強く貢献。

赤松農林水産大臣 ステートメント
第7回WTO定例閣僚会議（ジュネーブ）

2009年12月1日

（冒頭）

この重要な会議に政府代表の一人として出席することができて、
光栄に存じます。

会議の開催のために尽力していただいた、スイス政府、ヴェラ
スコ議長、ラミー事務局長、その他の関係者の方々に対して、心
より御礼を申し上げます。

（我が国の食と農業に対する見方）

我が国では、先般、政権交代が行われました。私は、農林水産
行政の責任者として、我が国の農林水産業の立て直しに取り組ん
でいるところです。

私たち日本人にとって、食と農業は、生活文化や伝統の根源で
す。古来より、我が国は、高温多湿なアジア・モンスーン地域に
あって、豊かな光と水と豊穰を享受しながら、持続的な水田農業
を実践してきました。このような中で、日本人は、いわば皮膚感
覚として、自然の機微と調和することの必要性、大地の恵みのか
けがえのなさ、共同作業に勤（いそ）しむことの歓びを、体験的
に学んできました。農業は、まさに、自然と人間社会との交わり
の中核に位置する生業（なりわい）でありました。

他方、我が国は、狭く急峻な国土の中に、1億2千万人もの人
口を抱えています。また、台風その他の自然災害にも頻繁に見舞
われます。このため、歴史を振り返れば、私たち日本人が飢饉
（ききん）や食料不足の危機にさらされることも珍しくありませ
んでした。

このような中、日本人は、自然への親しみと畏敬を当然のもの
として内面化した上で、食や農業について、特有の価値観や意識
を育んできました。水田農業を通じて、日本人は「循環」と「持

続」といった思想を身につけてきたのです。

我が国が古くから大切に培ってきたこうした思想は、混迷を深めるこの21世紀にあって、食料や環境、そして貿易などの地球規模の課題に対処する上での重要なキーワードであると考えております。

このような私なりの思いを披瀝した上で、世界の食料問題や、これと密接に関わる農産物貿易の在り方などの、今日的（こんにちてき）な課題へと話を進めます。

（食料問題をめぐる状況認識）

一昨年来の食料価格の高騰と、金融危機に端を発する世界経済の減速という状況の下で、世界の栄養不足人口は増大しつつあり、本年に初めて10億人を突破しました。FAOによれば、世界では、6秒に一人という恐るべき割合で、子供たちが飢えやこれに関連する病気で命を落としています。

2015年までに栄養不足人口を半減するという「ミレニアム開発目標」とは逆行するような事態が起きていることに、私は一人の人間として、深い憂慮を覚えます。

世界の人口爆発が勢いを保つ一方、気候変動、自然災害の多発、森林や水資源の枯渇、土壌劣化など、食料生産をめぐる基礎的な条件が脅かされています。また、今般の食料危機の背景には、多くの国における食生活の変化、バイオ燃料向けの農産物需要の増加といった、新たな構造的要因が潜んでいます。

農業のみならず、人口、自然環境とエネルギーなど、政治経済と社会が複雑に絡み合った地球規模の課題に、私たちは如何に敢然と闘いを挑むべきでしょうか。

（我が国が果たすべき役割）

私は、食料問題を本質的に解決するためには、途上国に対して食料援助などの緊急ないし短期的な施策を講じるだけでは不十分であり、中長期的な視点から、各国それぞれが自らの農業生産力を強化することが重要であると考えます。

我が国は、困難な問題を抱える途上国に対して、食料生産の増

大と農業生産性の向上を実現するための支援を行うとともに、官民が連携して海外農業投資を促進していきます。これは、途上国の「開発」に主眼を置くWTOドーハ・ラウンドの精神とも、軌を一にするものであると考えます。

我が国は、世界最大の食料純輸入国であり、自由貿易を通じた世界経済の発展に大きく貢献してきました。反面、我が国の食料自給率は、主要先進国の中で最低の水準にあります。世界の食料需給が不安定化する中で、我が国としても、利用可能な生産要素を最大限に活用しながら、より強靱で持続的な農業生産の体制を整備することが必要です。

現在、私は、国内農業の再生を図るための新たな政策の導入に向けて、鋭意取り組んでいるところです。この政策は、意欲のある全ての農業者が農業を継続することができる環境を整えて、創意工夫ある取組を促すとともに、農業が有する多面的機能の維持と併せて農業の再生や農村の活性化を図ることを目的としています。これを通じて、我が国は農業生産力の強化を図り、世界の食料需給の安定化にも寄与していきたいと考えます。

（「多様な農業の共存」とドーハ・ラウンド）

また、食料危機の問題は、各地域の条件に適合した様々な形態の農業が共存すること、いわば「多様な農業の共存」が世界の食料安全保障のために必要であることを、改めて想起させました。

地球上の資源が有限であることを踏まえれば、人類の将来のためには、資源を循環利用するという農業の本来の良さが、今後ますます発揮されていくことが必要です。経済の市場化やグローバル化の流れにあっても、持続可能な農業を然るべく発展させていくことが必要です。

我が国は、ドーハ・ラウンド農業交渉において、食料輸入国の立場から、このような「多様な農業の共存」という基本理念の下で主張を展開してきました。農産物貿易の在り方については、開かれた貿易秩序に加えて、食料安全保障の確保や農業の多面的機能の発揮を重視し、異なる条件下にある各国の農業が相互に発展し合うことができるような、各国のセンシティブティに配慮した

ルールづくりが行われることを切に望みます。今般、我が国を含む食料輸入国により構成しているG10が発出した「プレス声明」は、まさに、このような考え方を体現したものです。

また、ルール交渉における漁業補助金の規律も、重要な問題です。我が国としては、過剰漁獲・過剰漁獲能力につながらない補助金については禁止されるべきではないと考えます。漁業補助金の規律が、各国及び地域漁業管理機関における、科学的根拠に基づいた適切な資源管理を強化し、バランスのとれたものとなるよう、今後も議論を深めていくべきと考えます。

これらを前提としつつ、我が国は、自由貿易により最も恩恵を受けてきた国の一つとして、2010年のラウンド妥結に向けて、力強く貢献していきます。

(結び)

人類の生存と営み、繁栄、尊厳と幸福を末永く実現するため、皆様と固く手を携えながら、地球規模の種々の困難な課題に取り組んでいくことにつき私の決意を表明して、結びの言葉といたします。

(了)

G10閣僚会合のプレス声明(仮訳)

G10閣僚は、本日(2009年11月30日(月))午後に始まる第7回WTO定例閣僚会議に先立ち、ジュネーブにて会合を開いた。閣僚は、ドーハ開発アジェンダ(DDA)交渉の現状及び農業交渉におけるG10の優先事項についての評価を行った。

現在の国際的な金融・経済危機の状況の下、G10閣僚は、2010年までにシングル・アンダーテイキング(一括受諾方式)となる全ての分野での成功裡かつ迅速な妥結のために責任を持って関わることを、農業交渉についてはそのための第一歩はモダリティ合意によって成し遂げられることを再確認した。閣僚は、世界的な経済危機を克服するための2つの重要な手段として、強固な多角的貿易制度及び市場開放に責任を持って関わることを強調した。

G10閣僚は、農業交渉におけるこれまでの進展を評価し、農業交渉議長であるデイヴィッド・ウォーカー大使が引き続き透明かつ全員参加のプロセスの下で良い作業を継続していくよう促した。閣僚は、WTO加盟国の各々の立場に関して依然として見られる隔たりを、議長なら埋める手助けができるとその手腕に信頼を示した。しかしながら、G10閣僚は、2008年12月以降、ドーハ交渉の他の分野の多くにおいて実質的な進展がないことに対し懸念を表明した。G10閣僚は、シングル・アンダーテイキング(一括受諾方式)の原則における様々な分野間のバランスをとるために、加盟国全体によるより真剣な努力が必要であることを強調した。G10閣僚は、2010年中のDDA妥結という共通の目標を念頭に、他の閣僚に対して2010年の早い段階に現状評価(ストック・テイキング)を行うよう呼びかけた。

G10閣僚は、農産物貿易に関する規律においては、食料安全保障を考慮するとの意識がWTO加盟国の間で増大していることを認識した。また、閣僚は、ローマで行われた食料安全保障に関するFAOサミットで支持された、開かれた市場の重要性及び各国の多様な条件を考慮した農業生産や生産性向上の重要性に留意した。こ

の状況は、非貿易的関心事項に関するこれまでのG10の主張が追認されたことを意味する。

G10閣僚は、G10各国が、農業市場の一律の自由化と、各国の個別の国内情勢や懸念事項に配慮する必要性との適切なバランスを確立するために、常に善意を示してきたことを指摘した。しかしながら、農業交渉における野心の水準は上がり続け、G10各国を困難な国内政治情勢に陥れており、もはや裁量の余地はほとんど残されていないことを指摘した。それゆえ、G10閣僚は、上限関税の導入を阻止すること、重要品目の数、関税割当の新設を含む自己指定及び取扱いについて適切な柔軟性を確保することが必要かつ重要であることを確認した。さらに、SSG(特別セーフガード)の規律に関する懸念も残されている。また、貿易における問題の解決を通じて、食料純輸入途上国が抱える特定の問題に対処することの必要性を確認した。

このような背景から、G10閣僚は、G10各国の主要な懸念への配慮がなされ、かつ、農業交渉における3分野のバランスが達成できた場合のみ、合意が得られるということに同意した。G10閣僚は、2008年12月のモダリティテキスト案をベースとして作業を続けていくことを改めて宣誓した。最終的なモダリティの合意は、未解決の論点におけるG10の懸念が考慮されるか否かによるであろう。G10閣僚は、モダリティテキスト案における安定した論点の一部をリオープンするようなことがあれば、8年間の交渉の結果得られた繊細なバランスを崩すことにつながることになることを強調した。

G10閣僚は、さらなる農業改革に向けて、バランスがとれ、相互に受け入れ可能なモダリティを確立するために、他の全てのWTO加盟国とともに建設的に取り組む決意を新たにし、閣僚会合の期間中、2国間又は少数国間で関係国と協議する用意があることを表明した。閣僚は、全ての加盟国に対し、各国間の溝を埋め、2010年中にラウンドを成功裡の妥結に導くために、各国が必要な努力を行うよう促した。

(以上)